

民事訴訟法 出題趣旨

第1期

例年どおり、特定の分野に偏することなく、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。いずれの問題も原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る内容であり、この点も例年と異ならない。

出題分野は、法律上の争訟、表見法理、処分権主義、裁判上の自白、口頭弁論における諸原則、鑑定、既判力の時的限界、訴えの変更、補助参加及び控訴審の判決である。受験生は、教科書の後半で取り扱われる多数当事者訴訟の学習が手薄になる傾向にあるようである。小問9は、補助参加からの出題であるが、補助参加が補助参加人の利益保護を目的とする制度であることや、最判昭和37年1月19日民集16巻1号106頁（判例百選A34番）が補助参加人の控訴申立期間につき判示したことを想起すれば、補助参加人に判決正本が送達される旨の肢2が正しいと判断できたはずである。受験生には、制度の趣旨や基礎的な知識の習得に努めるよう求めたい。

第2期

第1期試験と同様、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。出題分野は、管轄、訴状審査、法定代理、弁論主義、権利自白、裁判、一部請求、請求の放棄、固有必要的共同訴訟及び控訴審の判決であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る問題である。

問3は、法定代理に関する肢の中から、もっとも適切でないものを選ばせる出題である。正解肢（もっとも適切でない記述がなされたもの）は、肢3であり、最判昭和33年7月25日民集12巻12号1823頁（判例百選17番）の判決要旨と正反対の内容となっている。受験生には、基礎的な判例の学習を疎かにしないよう求めたい。

第3期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期試験、第2期試験と同様である。出題分野は、民事裁判権の限界、当事者の能力、訴えの利益、抗弁、釈明、裁判、既判力の作用、訴訟上の和解、共同訴訟及び訴訟承継であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る設問である。

問8は、訴訟上の和解の無効の主張方法について、期日指定申立説の理解を問うものである。この見解は、遡及的に訴訟終了効が消滅すると解するのであるから、和解成立時の受訴裁判所の訴訟係属状態が復活する。したがって、控訴審で和解が成立したときは、控

訴審に期日指定の申立てをすべきであり、第一審に申立てをすとの肢3は明らかに誤っている。本問は、学説の根拠を理解していれば、確実に正解に達し得たはずである。

第4期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期から第3期までの試験問題と同様である。出題分野は、裁判官の除斥等、訴状の必要的記載事項、将来給付の訴え、間接事実、攻撃防御方法の提出時期、判決、一部判決、通常共同訴訟、独立当事者参加及び再審であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る設問である。

問7は、一部判決の可否を通じて、予備的請求、共有物分割の訴え等の理解を問うものである。請求の併合、多数当事者訴訟等では、弁論の分離や一部判決の可否が問題となるが、これを暗記しようとするのではなく、個々の制度等の目的や趣旨を理解するよう努めるべきである。同時審判申出共同訴訟では、法律上併存し得ない関係にある複数の請求を審理することを正しく理解していれば、一部判決が許されず、全部判決すべきとする肢4が正しい肢との判断に達し得たように思われる。

第5期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期から第4期までの試験問題と同様である。出題分野は、管轄と移送、境界（筆界）確定の訴え、訴訟要件、送達、評価根拠事実、書証、訴えの取下げ、同時審判申出共同訴訟、任意的当事者変更及び上告である。いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る設問である。

問8以下は、教科書の後半で取り扱われるテーマである。しかし、問8と問10は、基本的な制度趣旨と条文の知識で容易に正答に達し得る問題である。また、問9は、論理的思考力を試す出題であるが、任意的当事者変更を新訴提起と旧訴取下げが複合するものと捉える見解に立てば、新訴の提起時点で両請求が共同訴訟の関係に立つと解さざるを得ず、共同訴訟の要件の充足が必要である。このように理解をすれば、共同訴訟要件の充足を不要とする肢1の誤りを容易に判別できるはずである。正解は、控訴審で任意的当事者変更の申立てができないとする肢3である。

刑事訴訟法 出題趣旨

第1期

昨年度までは正答肢あるは誤答肢を1つ選択する問題（四者択一）であった。今年度は、基本的に肢を5つとし、①正答肢、誤答肢等の組合せを問う問題（第1問～第8問）、②空欄に入る語句を記述させる穴埋め問題（第9問）、③空欄に入る文章の並び方を問う問題（第10問）、を出題した。

第1問は、刑事訴訟法第1条（この法律の目的）に関する学生5名の意見について、明らかに誤っている意見2つの組合せを問うている。第2問は捜査の端緒に関する誤答肢2つの組合せ、第3問は捜索に関する正答肢2つの組合せを問う問題である。刑事訴訟法の目的、捜査機関による捜査の端緒、捜索差押等について、条文、基礎知識があれば容易に解答が可能である。

第4問は、弁護人の接見交通権、接見指定に関する最高裁判所の判例に言及する正答肢2つの組合せを問う問題であり、被疑者・被告人の重要な権利であるので、出題した。

第5問は、犯行状況等の再現結果を記載した実況見分調書等についての最高裁判所の決定要旨に空欄を設け、その空欄に1つしか入らない語句の組合せを問う問題である。問題文が長く、多少難しかったかもしれないが、重要な最高裁判所の決定であるので、その内容をしっかりと理解しておいてほしい。

第6問は公訴提起に関する誤答肢2つの組合せ、第7問は公判前整理手続に関する誤答肢2つの組合せ、第8問は訴因に関する誤答肢2つの組合せを問う問題である。公訴提起、公判前整理手続、訴因について、条文、基礎知識があれば容易に解答が可能である。

第9問は証拠に関する文章の空欄に語句を記述させる穴埋め問題であり、要証事実、証拠能力、伝聞証拠等の必ず知っておかなければならない基本的法律用語を記述させるものである。

第10問は、同種前科による事実認定に関する最高裁判決に空欄を設定し、その空欄に入る文章の正しい並び方を問う問題である。文章の正しい並び方は、文章の論理法則（起承転結など）が理解できていれば、正解に至ることが可能である。

刑事訴訟法は手続法であり、手続の流れの中で、裁判所・検察官・弁護人・被告人という当事者がいかなる関与をするか、いかなる権利・義務を有するか、などをきちんと理解することが必要である。本年度の短答問題は、昨年度以前と大きく出題形式が変わったが、刑事訴訟法の条文、趣旨、重要判例などの基本的事項をしっかりと理解していれば、十分に正解に達することが可能である。

第2期

刑事訴訟法の各分野から10問出題した。問1は捜査の端緒を、問2は逮捕を、問3は物的証拠の収集を、問4は弁護人の活動を、問5は公訴提起を、問6は公訴時効を、問7は公判期日における手続を、問8は訴因変更を、問9は伝聞例外の規定を、問10は被害者参加制度に関する問題を、それぞれ問うものである。いずれも、学部の授業や教科書で取り上げられている基本的事項である。

刑事訴訟法の学習においては、細かな知識にとどまることなく、真実発見と人権保障の調和という大原則を踏まえて、各規定や制度を理解することが重要である。新たな判例の出現に関心を持つことも必要である。そのような学習を積み重ねてきたものであれば、正しく解答できる問題である。